

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 1 回芦屋市地域密着型サービス運営委員会
日 時	令和 7 年 2 月 1 7 日 (月) 1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 1 5
場 所	芦屋市役所東館 中会議室
出 席 者	委 員 長 家高 将明 委 員 宮崎 満梨瑛、馬場 幸子、村角 充彦、木下 京子、和田 周郎、 善積 雅子、上田 利重子、山本 眞美代 欠席委員 副委員長 有田 幸生、三谷 康子、山田 弥生
事 務 局	監査指導課 課 長 浅野 理恵子 主 査 橋本 雅子 〃 主 事 大塚 恵実 高齢介護課 課 長 竹内 典子
会議の公開	■ 公開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

議題

- (1) 地域密着型サービスの運営指導結果等について
- (2) 地域密着型サービス事業所の指定の取扱いについて

2 提出資料

- ・委員名簿
- ・議事次第
- ・【資料 1-1】市内の指定地域密着型サービス事業所一覧
- ・【資料 1-2】指導・監督業務の全体像について
- ・【資料 1-3】運営指導における標準確認項目及び標準確認文書
- ・【資料 1-4】令和 6 年度地域密着型サービス（介護予防含む）の運営指導結果等について
- ・【資料 2】令和 7 年度地域密着型サービス指定の取扱いについて
- ・地域密着型サービス運営委員会設置要綱
- ・あしやの高齢者福祉と介護保険（冊子）

3 審議内容

事務局（浅野） 定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回芦屋市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきます。

私は、司会進行を務めさせていただきます監査指導課の浅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この芦屋市地域密着型サービス運営委員会は、お手元の芦屋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第 2 条に記載しておりますとおり、地域密着型サービスの事業者の新規指定につい

てや、地域密着型サービスの指定基準、介護報酬の設定、地域密着型サービスの質の確保、運営評価、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要な事項について協議することを所掌事務とする委員会となっております。

それでは、お手元の議事次第に沿って進めてまいります、今回はこの委員の皆様で初めての開催ということで、お一人ずつ御紹介をさせていただきます。事前資料としてお送りいたしました委員名簿を御覧ください。

委員は全員で12名、幅広い視点から様々な意見をいただけるよう、学識経験者、医療関係者、被保険者、介護サービス事業者、福祉団体関係者、行政関係者で構成をしております。

それでは、所属と氏名を読み上げさせていただいて、御紹介とさせていただきます。

～ 委員紹介 ～

続きまして、事務局を紹介いたします。

～事務局紹介～

続きまして、議事次第2の委員長、副委員長の選出に移ります。

資料にございます本運営委員会設置要綱第5条に基づき、委員長と副委員長の決定を行いたいと思います。要綱により、委員長は委員の互選により選任、副委員長は委員の中から委員長が指名することとなっております。どなたか委員長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

どなたか推薦していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

和田委員 学識経験者として高齢化施策を専門とされている家高先生を委員長に推薦したいと思います。

事務局（浅野） 家高委員の推薦がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

～ 出席委員全員承諾 ～

事務局（浅野） それでは、委員長は家高委員が選任されました。

続いて、副委員長につきましては、家高委員長より指名をお願いいたします。

家高委員長 副委員長は、介護と連携を密に取っておられる医師会の代表である有田先生をお願いしたいと思っております。

事務局（浅野） それでは副委員長は有田委員にお願いしたいと思います。

それでは、委員長から就任に当たりまして、一言御挨拶をいただけますでしょうか。

家高委員長 では、皆様、よろしくお願いいたします。

この委員会、先ほど説明がありましたように、地域密着型サービスの運営について協議を行っていく委員会となっております。介護保険のサービスの中には様々なサービスの種類があり、地域密着型サービスというのは、要介護状態になっても住み慣れた地域で生活が続けることができるというところに特化したサービスとなっております。ですので、この地域の特性や、それぞれの地域の事情といったものを踏まえた上での運営が求められてくると考えております。ですので、皆様からいろいろな御意見等も頂戴しながら、この委員会進めていくことができればと考えております。何卒よろしくお願いいたします。

事務局（浅野） それでは、議事に入る前に本委員会の成立状況等についてお伝えをいたします。

本日は、現時点で委員12人中9人の委員が御出席であり、委員定数の過半数の出席をいただいておりますので、本会は成立していることを御報告申し上げます。

また、この委員会は附属機関等でございますので、芦屋市情報公開条例第19条により、原則公開となっております。本日の発言内容、発言者のお名前等は議事録として市のホームページ等にて公開されることとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、議事録作成のため、ICレコーダーでの録音をさせていただきますので、併せて御了承をお願いいたします。

次に、傍聴につきまして、附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領により、定員の範囲で当該所属機関の長が認めるものとなっておりますが、本日は傍聴希望者はおられません。

最後に、配付資料の確認をさせていただきます。事前送付資料といたしまして、委員名簿、議事次第、それから資料1-1「市内の指定地域密着型サービス事業所一覧」、資料1-2「指導・監督業務の全体像について」、資料1-3「運営指導における標準確認項目及び標準確認文書」、資料1-4「令和6年度地域密着型サービス（介護予防を含む）の運営指導結果等について」、資料2「令和7年度地域密着型サービスの指定の取扱いについて」、地域密着型サービス運営委員会設置要綱と冊子で芦屋の高齢者福祉と介護保険、以上をお配りしております。皆様、御揃いでしょうか。

それでは、長くなりましたが、事務局からは以上です。

ただいまより議事に入ります。これからの委員会進行は家高委員長をお願いいたします。

家高委員長 皆様、よろしくお願いいたします。

まず事務局より、議事1の地域密着型サービスの運営指導結果について、資料の説明をお願いいたします。

事務局（橋本） それでは、議題1の地域密着型サービスの運営指導結果等について、御報告させていただきます。

まず、今回は初めて委員になられる方もいらっしゃいますので、介護保険制度の地域密着型サービスについて簡単に御説明いたします。はじめに、事前資料として送付しました「芦屋の高齢者福祉と介護保険」の冊子の15ページを御覧ください。

ここでは、介護保険で要介護認定を受けた方が利用できるサービスがサービス種別ごとに掲載されております。まず15ページでは、訪問介護や訪問看護等の訪問系サービスが掲載されております。続いて16ページには通所介護等の通所系サービスや短期入所系サービス、17ページには福祉用具貸与などのその他サービスが掲載されております。さらに18ページには、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームなどの施設サービスについても掲載をしております。

続いて19ページです。ここからが地域密着型サービスについて掲載をしております。地域密着型サービスの見出しの下に記載しておりますとおり、地域密着型サービスは認知症や一人暮らしの高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生

活を継続できるよう、身近な生活圏域ごとに市がサービスの拠点を整備していくこととしております。よって、芦屋市が介護保険事業計画に基づき身近な生活圏域ごとにこの地域密着型サービスを整備していくわけですが、新規に指定事業所の指定を行う際は、介護保険法に基づき、この芦屋市地域密着型サービス運営委員会の委員の皆様から意見をいただくことになっております。

また、地域密着型サービスについては、指定だけでなく、運営指導や監査の権限も保険者である芦屋市が有しておりますので、運営指導や監査の状況等についても併せてこの委員会に報告させていただいております。

また、冊子の19ページの下部に、「原則として、その市の被保険者のみが利用することができます」と記載しているとおり、地域密着型サービスは身近な生活圏域ごとのサービスとなっていることから、原則として芦屋市が整備し、芦屋市民の方しか利用できないサービスとなっております。

19ページから20ページにかけて、それぞれのサービス内容について掲載しておりますので、またお時間のあるときに御確認をいただけたらと思います。

続いて、お手元の資料1-1を御覧ください。こちらは芦屋市内にある指定地域密着型サービスの事業所の一覧となっております。こちらでもまた時間のあるときに参考に御覧いただければと思います。

簡単ではございますが、まずは地域密着型サービスの説明をさせていただきました。引き続き、本題の地域密着型サービスの運営指導結果等について御報告させていただきます。

資料1-2を御覧ください。まず、介護事業所に対して実施する運営指導と監査について、御説明いたします。

資料1-2の図、左側にありますとおり、まず運営指導は、サービスの質の確保と保険給付の適正化を目的とした行政指導となります。運営指導は介護保険事業所の任意の協力のもと実施するものであり、違法行為の取締りのために行うものではなく、介護保険事業所が法令等を遵守し、適正にサービスを行うことができるよう支援していく機会になります。運営指導の実施に当たっては、あらかじめ実施する旨の通知を行うことが必要になります。また、運営指導の実施頻度は少なくとも指定の有効期間内の6年に1回以上行います。

一方、監査とは、資料の図の真ん中にありますとおり、介護保険事業所において著しい運営基準違反・不正請求・高齢者虐待等が認められた場合やその恐れがある場合に情報を収集するとともに、現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認するものです。監査については事前に実施を通知する必要はなく、監査開始時に実施を通知します。また、監査の結果、違反が確認された場合には、資料の図右側にありますとおり、勧告、命令、指定の取消しなど行政上の措置を取ることができます。

運営指導と監査についての説明は以上になります。

続いて、資料1-3、標準確認項目及び標準確認文書を御覧ください。ただいま御説明しました、運営指導という行政指導については、厚生労働省の指導指針に基づき、サービスごとに示さ

れているこちらの標準確認項目と標準確認文書を確認して、その中で法令や通達等で規定されている事項に違反しているものに対して指導をしてまいります。

この資料はグループホームの一例となります。例えば上から2つ目の運営に関する基準で、内容及び手続の説明及び同意というところは、確認項目として利用申込者又はその家族への説明と同意の手続を取っているか、利用申込者の同意は得ているか、重要事項説明書の内容の不備等はないかとあります。この内容を確認するために、その右隣の欄にある確認文書、重要事項説明書（利用申込者の同意があったことが分かるもの）や利用契約書を確認し、基準どおりに運営されているか確認することになります。

この標準確認項目や標準確認文書に基づいて指導を実施することにより、運営指導の標準化や効率化を図ることができます。なお、内容に不備があるなど、一覧にある確認文書だけでは確認項目が確認できないという場合は、確認文書以外の文書を提示していただくよう求めることも可能です。

それでは、最後に令和6年度地域密着型サービスの運営指導結果等について御報告いたします。資料1—4「令和6年度地域密着型サービス（介護予防を含む）の運営指導結果等について」を御覧ください。

まず、運営指導について報告いたします。運営指導は、サービスの質の確保と保険給付の適正化を目的とした行政指導であり、介護保険事業所の任意の協力の下、実施しております。

1 ページ目の1、運営指導を行った法人数についてですが、令和6年度は地域密着型サービスを行う5法人に対して指導を行いました。サービスの内訳としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1件、地域密着型通所介護が2件、認知症対応型通所介護が1件、認知症対応型共同生活介護が2件、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が1件、介護予防認知症対応型通所介護が1件、介護予防認知症対応型共同生活介護が2件、以上合計10件となります。

続きまして2 ページ目、運営指導における指摘事項の概要を御覧ください。まずは文書指摘です。文書指摘は、運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反していることを確認した場合に行います。文書指摘を行った内容は、是正または改善を求めるため、事業者から改善報告書を提出させ、その改善状況を確認しています。

では、令和6年度に実施した運営指導の結果、文書指摘となったものについて御報告いたします。

まず人員に関する基準です。指摘事項としては、通所介護事業所のサービス提供時間内において、一部介護職員が配置されていない時間がある、通所介護事業所の生活相談員について、配置基準上必要な時間数を確保できていない日があるというものがありました。人員基準を満たせていないことを確認した事業所については、改善報告書でどのように配置するか確認し、必要であると判断した場合は、勤務体制を継続して確認しております。

続いて、運営に関する基準です。指摘事項としては資料に記載しているものをまとめますと、地震等の災害に対処するための計画が作成されていないなどのマニュアル関係の不備がある、地域密着型サービスにおいて開催することが必要な運営推進会議が開催されていない、サービ

ス提供記録や送迎記録関係の記載漏れの不備があるというものでありました。このような基準違反に至った原因としましては、コロナ禍において一時実施していなかった会議を、コロナが5類感染症に引下げられた後も流れでそのまま実施していなかったことや、管理者の急な交代により引継ぎができていなかった、1人に業務が偏ってしまいキャパオーバーの状態になっていたということがありました。基準違反については、その内容を指摘すると同時に、なぜそのように至ったのか事業所に聞き取りを行い、改善につながるよう助言をしました。

続いて、介護給付費の算定及び取扱いに関する文書指摘です。指摘事項としては、サービス提供記録による送迎を行わなかった回数と給付実績による減算を行った回数に齟齬がある、看取り対応に当たる看護職員は、密接な連携を確保できる範囲内の距離にある事業所と限られているが、連携に時間を要する事業所が対応を行っている、医師や家族等と情報共有を行った際の内容、意向及び随時の説明に係る同意を口頭で得た場合の記録が残されていないというものがありました。給付関係は、必要に応じて事業所と介護給付費の過誤調整を行っております。文書指摘事項は以上になります。

続いて、3ページ目の口頭指摘に移ります。口頭指摘とは、運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、またはその違反について文書指摘を行い、改善報告書の提出を求めなくても改善が見込めると判断したものになります。

では、令和6年度に実施した運営指導の結果、口頭指摘となったものについて御報告いたします。運営に関する基準の指摘事項としては、虐待防止のための措置について一部軽微な不備が見られる、事故報告書が市へ提出されていない、受講が必須とされている研修について、一部未受講の職員がいたり、実施回数を満たしていないというものでありました。また、介護給付費の算定及び取扱いに関する口頭指摘としましては、個別機能訓練計画及び運動器機能向上計画の過去の記録について5年間保存すべきところ、確認できない事例がありました。口頭指摘事項については以上になります。

続いて、資料4ページ目を御覧ください。監査を行った法人数及び処分内容について御報告いたします。

監査は、著しい運営基準違反・不正請求・高齢者虐待等が認められた場合や、その恐れがある場合に情報を収集するとともに、現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認するものです。

令和6年度は1法人に対して監査を実施いたしました。こちらについては、現在、監査を継続中であるため、結果についてはまた来年度の地域密着型サービス運営委員会で報告させていただきます。

また、令和5年度に実施した監査について、前年度末のこちらの運営委員会では精査中であったため御報告できなかった件の監査結果を御報告いたします。

監査を実施した対象サービスは、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護です。この中で行政処分を実施したものについて御報告いたします。

資料の処分対象に記載のありますとおり、芦屋市にある株式会社n o m a n eという法人が

運営するm e t o o 芦屋という（介護予防）認知症対応型共同生活介護について行政処分を行いました。処分内容としましては、一部効力停止6か月というもので、6か月間の新規利用者の受入停止と介護報酬請求上限7割を科すものです。行政処分となった理由は、認知症対応型共同生活介護については不正請求、介護予防認知症対応型共同生活介護については認知症対応型共同生活介護と一体的に運営を実施していたことによる、法令違反というものになります。

認知症対応型共同生活介護の不正請求の詳細としましては、令和5年4月から令和5年12月まで、人員基準上配置すべき計画作成担当者が配置されていませんでした。また、事業者は令和5年5月に市が実施した運営指導において計画作成担当者を配置するよう、市から指導を受けた後も配置せず、計画作成担当者を配置しているかのように偽って作成した勤務記録を市へ提出し、人員基準欠如となった令和5年4月から人員基準欠如が解消された令和6年1月までの利用者全員分について介護報酬を減算することなく不正に請求していたというものになります。

それでは最後に、5ページ目の4、まとめになりますけれども、令和6年度の運営指導及び監査は、昨年度と同様に厚生労働省から示された指導方針に基づき、サービスごとに確認する項目及び文書を絞り実施いたしました。令和6年度は報酬改定もあったことから、改正内容が事業所の運営やサービス提供に正しく反映されているかという点も確認いたしました。おおむね適正に基準を遵守し、運営していましたが、運営指導で確認した基準違反については文書や口頭で改善していただくよう指導いたしました。

また、芦屋市で初めて介護サービス事業者への行政処分を行いました。このような事案は頻繁に起こることではありませんが、再発防止のため、市内の事業所へ改めて関係法令の遵守や事業所運営及びサービス提供を適正に実施するよう周知するとともに、3月末に開催する地域密着型サービス事業者を対象として実施する集団指導においても当該事案を取上げ、適正な運営と報酬請求を行うよう広く周知してまいります。

それでは、議題1の説明について全て終わりましたので、委員長、よろしくお願いいたします。

家高委員長 ありがとうございます。

運営指導結果について説明をいただきましたけれども、これについて皆様の中で何か御意見等ございますでしょうか。

上田委員 感想のようになってしまっているのですが、今回、行政処分ということで、新聞報道で私たちも知って、びっくりしたというような状況ですけれども、利用される方のサービスの質を保つということで、法令遵守していくということをしっかりと市が見てくださっているんだなということを改めて痛感いたしましたし、サービスを運営していく側としまして、肝に銘じて運営していかないといけないことだなと、今回の事態を感じております。

家高委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

村角委員 質問ですけども、行政処分の件で、介護報酬が不正請求されていたということですが、これは返金というか、介護報酬を、向こう半年間は7割にすることで返還するということですか。

事務局（橋本） 返還金につきましては、令和5年4月から令和5年12月までの間に、本来であれば計画作成担当者を配置していないので、介護報酬を引下げて請求すべきところ、引下げず満額で請求していたので、その差額について1,100万円ほど返還していただいたものになります。6か月の介護報酬請求を上限7割にするというのは、処分の後の、令和7年2月1日から6か月間の介護報酬を満額から7割しか請求できないものになります。

村角委員 分かりました。

事務局（浅野） 不正に受け取ったのが1,100万円程度ありますが、不正請求があった場合にはペナルティとして40%の加算をつけて返還を求めるということになっておりますので、実際には1,600万円程度返還いただいたということになります。

家高委員長 村角委員、よろしいでしょうか。

村角委員 ありがとうございます。

家高委員長 そのほか、いかがでしょうか。

では、私から1点よろしいでしょうか。今回、文書指摘と、口頭指摘の両方において、介護事業所に作成が義務化された災害に対処するための計画であるBCPが策定できていなかったという指摘をされたと思いますが、私自身が高齢者福祉以外にも災害福祉の分野にも少し関わっていますので、そこの中で思うところですが、少し前に静岡、徳島、群馬、大阪の4つの都道府県でBCPの調査を行い、その調査の中で、BCPの完成度が比較的高いところと、作ってはいるけれど、非常に完成度が低くて、必要項目が漏れている施設と、二極化しているという状況が見えてきました。

今回の能登半島の地震でも実際にあったケースで、多くの事業者さんが休止したり廃業したりという状況になって、いろんな弊害が出てきていると思います。例えば広域避難した人が戻りたくても戻れないという問題であったり、介護サービスを使っている人たちが、使っているサービスが休業してしまったことによってADLが低下したり、認知機能が増加したりという問題があります。また、家族の介護負担というのが増えてしまうという問題もあります。介護と災害対応の両方を行っていかねばならないということで、結果的に生活再建が遅れてしまうという問題も出てきているので、このBCPの問題というのは一事業所の問題だけではなく、地域の中でのケアシステム全体に影響を及ぼすものであると思っています。BCPの策定状況が二極化している状況を、事業所の自主的な取組だけに任せていいのかなと思います。

それぞれの事業所においても小規模な事業所は、BCP策定のための人員が割けない、ノウハウが入手できないというようなところもあるので、事業所間の情報共有であったり、ノウハウの共有であったり、一事業者だけでは災害が起こったときの対応がなかなか難しいので、事業者間連携も進めていく必要があると思います。

なので、そうしたところも行政として、既に行っているかもしれませんが、何らかのサポートをしていただくと、この地域包括ケアシステムというものが災害時においてより強い体制になっていくと思っております。

事務局（浅野） BCPについては各事業所で計画を作っていただいておりますが、国のほうでも

研修動画や、様式も示されていて、項目も詳細に出ていますので、それらを参考に作っていただくようお願いしているということと、運営指導におきましても、不足しているような項目があれば助言をしたり、ほかの事業所での良い取組を御紹介したりして、それぞれ改善に取り組んでいただいております。

また、市としても災害時の避難に支援が必要な方の個別の計画について、現在の計画よりも詳しい計画を作っていく必要がある方もいらっしゃるので、ケアマネジャーさん等の福祉関係者や民生委員さん、地域の方も含めた形で計画を作っていくということについて、スキームを策定しているところですので、併せて市のほうでも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

家高委員長 ありがとうございます。

個別避難計画の個別支援計画については、地域密着型サービスだけに限った話ではありませんが、利用者さんが対象になりますので、この地域密着型サービスの運営にも関連してくる内容だと思いますし、各事業所のBCPも個別避難計画との連動というところを求められてくると思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

では、そのほか、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、続いては議事2です。地域密着型サービス事業所の指定の取扱いについて、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局（橋本） それでは、地域密着型サービスの指定に係るスケジュール関係の取扱いについて御説明させていただきます。資料2「令和7年度地域密着型サービスの指定の取扱いについて」を御覧ください。

地域密着型サービスの指定に当たりましては、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づきまして、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での皆様からの意見の聴取を経て指定することになります。そのため、本委員会の令和7年度におけるその取扱いについて、下記のとおり提案させていただきたいと思います。

下の表を御覧ください。表の1段目にあるスケジュールのとおり、まず第1期目が令和7年6月6日の金曜日までに地域密着型サービスの新規申請を受け付けたものにつきまして、令和7年7月開催の運営委員会で意見を聴取させていただきまして、令和7年8月から11月の間に指定を行いたいと思います。

第2期目が、令和7年10月3日の金曜日までに新規指定を受け付けたものについて、令和7年11月開催の運営委員会で意見を聴取させていただきまして、令和7年12月から令和8年3月の間に新規の指定を行いたいと思います。

最後の第3期目が、令和8年1月16日の金曜日までに新規申請を受け付けたものについて、令和8年2月から3月に開催するこちらの運営委員会で意見聴取をさせていただきまして、令和8年4月から7月の間に指定を行うものとさせていただきたいと考えております。

なお、毎回新規申請があるわけではございませんので、このスケジュールの中の締切日までに新規の申請がなかった場合で、ほかに何か議題がない場合は、こちらの運営委員会は開催しないということになります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

家高委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。スケジュールの確認ということになりますので、また御予定のほうをよろしくお願いいたします。

本日用意をした議事につきましては以上になりますけれども、そのほか何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、閉会に移っていきたいと思います。一旦事務局にお返ししたいと思います。

事務局（浅野） ありがとうございました。

そうしましたら、次回は地域密着型サービスの新規指定の申請がございましたら、令和7年7月の開催を予定しております。開催する場合は、改めて御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

家高委員長 それでは、令和6年度第1回目の地域密着型サービス運営委員会をこれで終了させていただきます。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。